

# プライバシー・個人情報保護の観点から 留意すべき点

「消費者をエンパワーするデジタル技術に関する専門調査会」 報告

駒澤大学 松前 恵環

2024年9月24日

- 消費者をエンパワーする技術の開発・提供等のために一定の個人情報の処理が必要な場合
- 個人情報の「コントロール」に関して消費者をエンパワーする技術

# 本日の報告の流れ

1. プライバシー・個人情報保護の観点から留意すべき点
2. 情報主体の「コントロール」に関する議論
3. 若干の考察

# 1. プライバシー・個人情報保護の観点から留意すべき点

# 収集・利用される個人情報の種類

## ■個人に関する多様な情報

- ◆ Web閲覧履歴、検索履歴、購買履歴、位置情報、医療・健康情報、金融・信用情報、通信に関する情報、生体情報・・・etc.

→処理される個人情報の種類に応じた適切な取扱い

## ■要配慮個人情報(センシティブ情報)

- ◆ 本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの

→取得には原則として本人同意が必要

## ■身体に関する情報

- ◆ 顔情報、音声情報、バイタル情報 等

※プライバシー性の高い情報

- ◆ AI顔識別技術→国際的な規制強化の流れ

- ◆ 感情認識技術→AI規則において「ハイリスク」と位置付け

## ■個人情報保護法の適用

- ◆「個人情報」「個人データ」「保有個人データ」
- ◆「個人情報取扱事業者」

## ■取得・利用

- ◆利用目的の特定・通知・公表、利用目的の範囲内での利用
- ◆適正な取得 ※要配慮個人情報の取得に関する本人同意の原則
- ◆不適正利用の禁止

## ■保管・管理

- ◆安全管理措置
- ◆従業者・委託先の監督

## ■第三者提供

- ◆第三者提供の際の本人同意の原則

## ■開示請求等への対応

# 情報主体の性質

## ■ 高齢者・子ども

- ◆ GDPR 前文75条: 個人データの取扱いによるリスクが生じ得る場合の一つとして、「脆弱性」のある主体に関する場合を挙げる
- ※「脆弱性」のある主体: 子どものほか、高齢者、障がい者を有する人、被用者等
- ◆ 個人情報の処理が含むリスクについての認識・理解力の不足  
→ 個人情報の処理に関する通知・同意、個人の権利行使等の場面における特別の配慮の必要
- ◆ 子どもの個人情報 → 国際的な規制強化の流れ

## ■ ユーザ以外の第三者

- ◆ スマートデバイス等によりユーザ以外の第三者の個人情報(音声、映像等)が収集される可能性

# 通知・同意のあり方

## ■ 個人情報保護法制における通知・同意

- ◆ 個人情報保護に関する法政策における「通知・選択アプローチ」
- ◆ 日本の個人情報保護法上の通知・同意
  - ・通知：利用目的等の通知・公表、個人データのオプトアウトによる第三者提供の際の通知
  - ・同意：要配慮個人情報の取得、目的外利用、第三者提供

## ■ 通知・同意を巡る課題

- ◆ 通知の認識の難しさ
  - ・通知(プライバシー・ポリシー)の「見えにくさ」「膨大さ」「頻繁さ」
- ◆ 通知の理解の難しさ
  - ・個人情報の将来的な処理も含めたリスク判断の難しさ
- ◆ 高齢者・子ども、IoT・ビッグデータ・AIの文脈においてより深刻化

# 通知・同意のあり方

## ■通知・同意を巡る課題（続き）

### ◆ 同意の任意性への疑義

・デジタル社会において様々なサービスに不可避免的に付随する個人情報  
の処理→‘take it or leave it’アプローチ

### ◆ 選択・意思決定に付随する様々なバイアス

## ■規制強化の例 (GDPR, CalCPA)

### ◆ 通知

・通知を読みやすい、理解しやすい態様で行うことの義務付け  
・通知の具体的な形式・手続等に関する規定

### ◆ 同意

・同意の要件の厳格化  
・他の事項を含む一般的な利用規約への同意や、ダークパターンを用いて取得された同意を認めず (CalCPA)

## ■機械学習への個人情報の利用

- ◆ 日本の個人情報保護法：要配慮個人情報の取得と同意

※ ChatGPTに関するEUの議論

— 個人情報の処理の「適法化根拠」を巡る問題

## ■AIプロファイリング

- ◆ AIを利用して集積した個人情報を分析し個人の人物像や行動等を予測
- ◆ プロファイリングの危険
  - ・ プライバシーの侵害、差別的取扱いのおそれ 等

## ■規制の動向

- ・ 同意なくしてプロファイリングを含む自動化された意思決定の対象とされない権利を規定 (GDPR)
- ・ 「許容できないリスク」のあるAIシステムを禁止 (AI規則)

## 2. 情報主体の「コントロール」に関する議論

## ■日本の個人情報保護法における本人関与のための制度

- ◆ 開示・訂正等・利用停止等の各請求権
- ◆ 個人情報の取扱いに関する本人の同意

## ■EU・米国における個人の権利の拡充・強化の動き

- ◆ GDPR: 「データ保護の権利」(GDPR 1条2項)を基礎として個人の各権利を規定
- ◆ CalCPA: 消費者の「コントロール」のための各権利を規定 (Cf. P 13)
- ◆ 通知・同意に関する規制強化 (前掲)

## ■「自己情報コントロール(権)」を巡る議論

- ◆ A. F. Westinの「自己情報コントロール権」(プライバシー権の理解)
- ◆ 「自己情報コントロール(権)」への疑義やその限界を巡る議論
- ◆ 個人情報保護法制における「自己情報コントロール」の位置付け?  
→ 情報主体の「コントロール」の内容・範囲・例外等の丁寧な検討

# 【参考】 CalCPAにおける消費者の権利等

## ■ アクセス権、訂正権、消去権

※ データ・ポータビリティの権利： 消費者のアクセス権の行使に対する事業者の義務として、消費者が情報を別の組織に移転することが可能な利用し易いフォーマットでの開示を規定

## ■ 個人情報の販売又は共有（行動ターゲティング広告含む）からのオプトアウトの権利

※ オプトアウト選好信号による消費者のオプトアウト

## ■ 親権者又は法定代理人の同意のない、子ども（13歳以上16歳未満）の個人情報の販売又は共有の禁止

## ■ センシティブ情報の利用を限定する権利

## ■ 権利行使に関して不利益的な取扱いを受けない権利

## ■情報主体の「コントロール」強化のための仕組み

- ◆ プライバシー・アイコン、階層的な通知、プライバシー・ダッシュボード、GPC (Global Privacy Control)、同意管理システム 等
  - ◆ PPA (Personal Privacy Assistant)、PDS (Personal Data Store) 等
  - ◆ 法制度における技術的保護措置の要求
- ※ オプトアウト選好信号による消費者のオプトアウト (CalCPA) → GPC

## ■プライバシー・個人情報保護と技術

- ◆ プライバシー・個人情報保護における技術的保護措置の重要性
- ◆ 法制度への組み込み: PETs, privacy by design, privacy by default

## ■「コントロール」強化のための仕組みを巡る課題

- ・ (通知に関する)「透明性のパラドクス」
- ・ 情報主体のリテラシーの不足 → 個人の責任の増大に関する懸念
- ・ 技術の成熟度やインセンティブを巡る問題 等

### 3. 若干の考察

### ■「万能薬」はない

- ◆ 消費者への通知・消費者の理解の限界  
→脆弱性の完全な解消は困難

「PETsは、データ保護原則の遵守のための「万能薬」(silver bullet)とみなされるべきではない。」

U.K. Information Commissioner's Office, *Draft anonymisation, pseudonymisation and privacy enhancing technologies guidance* (2022).

### ■場面・文脈に即した適切な技術の選択

### ■必要に応じた法規制等との組み合わせ

Cf. プライバシー・個人情報保護のための技術と法規制等

- ◆ 法制度による技術の導入の義務付け
- ◆ 技術の導入・実施に関するガバナンス

ご清聴どうもありがとうございました。